

令和8年度

「白河市訪問介護事業所緊急支援金」のご案内

白河市では、物価高や人件費の高騰、介護報酬の改定等の影響に対応し、市民の在宅生活に不可欠な訪問介護サービスを継続的に提供するため、緊急支援金を交付します。

1. 支援金事業の概要

■目的

物価高や人件費の高騰、および令和6年4月からの介護報酬減額改定の影響を受ける訪問介護事業所の経営を支援し、市民に必要な介護サービスが継続的に提供される体制を維持することを目的とします。

■対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 支援対象となる事業者と支援内容



支援金① 対象サービス実施に対する支援金

■対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者。

- 白河市において訪問介護サービスを提供していること。
- 白河市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- 白河市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。

■対象となるサービス

事業所の所在地から直線距離で5kmを超える地域に居住する白河市の被保険者に対して実施する、以下の訪問介護サービスが対象。

- 介護報酬の支給対象となる「身体介護」「生活援助」
※同一建物内で2人以上に連続してサービスを提供する場合を除く。
- 「通院等乗降介助」で、乗車地または降車地が対象地域内の被保険者のお住まいである場合

■支援額

対象となるサービス 1回につき500円を交付します。

身体介護または生活援助のサービス回数が、令和7年9月のケアプランと比較して増加した場合（新規提供を含む）、増加した回数 1回につき3,500円を加算します。

支援金② 車両確保に対する支援金（新規）

■対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者。

- 白河市内に事務所を置く訪問介護事業所。
- 白河市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- 白河市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。

■支援金の対象

訪問介護サービスを提供するために事業所が所有・リースする車両及び、ヘルパーの所有する車両を借り上げたものを対象とする。ただし、訪問介護サービスを提供するために使用するものに限り、単に通勤のみに使用するものは除く。

■支援額

下記基準日において確保されている車両 1 台につき 5,000 円 を交付します。
なお、対象車両数は基準日における当該事業所のヘルパー数を上限とします。

3. 申請手続き

■対象期間・基準日と申請締切日

支援金の申請は、サービス提供期間、基準日に応じて下記の通りに受け付けます。

サービス提供期間	車両確保基準日	申請締切日
R8.4月～6月分	R8年6月30日	R8年7月15日
R8.7月～9月分	R8年9月30日	R8年10月15日
R8.10月～12月分	R8年12月31日	R9年1月15日
R9.1月～3月分	R9年3月31日	R9年4月15日

■提出書類

- 白河市訪問介護事業所緊急支援金交付申請書（第1号様式）
- 白河市訪問介護事業所緊急支援金所要額内訳書（第2号様式、第2号の2様式）

※様式は市ホームページからダウンロードしてください。

■申請先

上記の各申請締切までに、高齢福祉課へ申請書類を提出してください。

※市ホームページ記載の申請受付フォームから送信してください。

【お問い合わせ】

白河市役所 高齢福祉課 介護管理係

TEL：0248-24-5150